環境省 COP26後の6条実施方針

2021年11月26日発表



- COP26において、パリ協定 6 条(市場メカニズム)ルールの大枠が合意、市場メカニズムを活用した世界での排出削減が進展することが期待される。
- 6条ルール交渉をリードし、世界に先駆けてJCMを実施してきた我が国として、以下3つのアクションを通じて、世界の脱炭素化に貢献する。

く3つのアクション>



1. JCMのパートナー国の拡大と、国際機関と連携した案件形成・実施の強化

2. 民間資金を中心としたJCMの拡大

3. 市場メカニズムの世界的拡大への貢献

1. JCMパートナー国の拡大、国際機関と連携した案件形成・実施の強化



- インド太平洋を重点地域として、JCMパートナー国拡大の交渉を加速化
- …現状の東南アジア等を中心とした17のパートナー国からの拡充 を目指し、太平洋島嶼国や南西アジア等のインド太平洋地域 を重点地域として交渉を加速化。
 - 2021年度は日印環境政策対話、第9回太平洋・島サミット (PALM9) 共同行動計画に基づきJCMに関するワークショップを実施。



United Nations

Climate Change

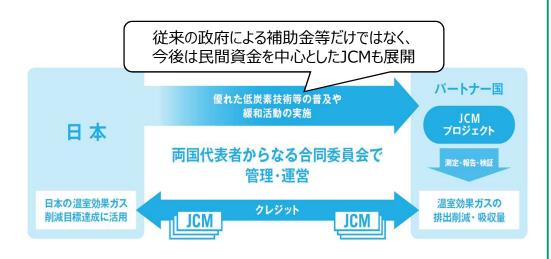
Framework Convention on

- ●来年のCOP27エジプト開催も踏まえ、アフリカにおけるJCMの実施を強化
- …2022年のCOP27(エジプト)がアフリカでの開催が予定されていること も踏まえ、アフリカにおけるJCMの実施を強化
- アジア開発銀行(ADB)、国連工業開発機関(UNIDO)、世界銀行等と連携した案件形成・実施を強化
- …インド太平洋地域(ADB)、アフリカ地域(UNIDO)でのJCMの実施及び世界(世界銀行)における6条の理解増進とプロジェクト実施について強化。 ADBには、JCM信託基金を設置し、脱炭素技術導入に係る追加コストを支援。

2. 民間資金を中心としたJCMの拡大



- 民間企業において、JCMを通じた国際的な排出量取引市場への参加の関心が高まることを踏まえ、年内に経済産業省等の関係省庁等と、民間資金を中心としたJCMプロジェクト形成に向けた検討を開始。
- …新たな地球温暖化対策計画では、JCMは2030年度までの累積で1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を目指すこととしている
- … JCMの更なる活用に当たっては、官民連携を 通じて温室効果ガス排出削減及び持続可能 な開発に貢献するプロジェクトの形成をさらに 強化・拡充するため、従来の設備補助等の 拡充等だけでなく、民間資金を中心とした JCMプロジェクトの案件組成(民間JCM)を 推進するための課題整理、実施促進が必要



…現時点のJCM実施スキームをレビューしつつ、民間事業者が自らの資金によりJCMを活用するに当たり、政府と当該民間事業者の役割分担、相手パートナー国とのJCM合同委員会での扱い方などの実務的な観点からの課題を整理し、実施促進策を検討する(検討成果はガイドラインとして取りまとめ予定)

3. 市場メカニズムの世界的拡大へ貢献



- 国連気候変動枠組条約の地域協力センター(RCC※)、世界銀行の市場メカニズム実施パートナーシップと連携し、政府職員・事業者の能力構築を支援。
- 6条の体制構築支援、6条実施の報告、実施プロジェクトによる削減量算定に 必要な技術支援等を実施。
 - ※能力開発、技術支援、戦略的ネットワーキングを通じ、国の気候変動対策を支援し、クリーン開発を推進するためのノウハウとリソースを提供するセンター。 2012年以降、6地域に設置され、・アジア太平洋地域のRCCバンコクセンターは、公益財団法人IGESのバンコク地域センター内に設置。
- …今後はパリ協定第6条の世界的な迅速な運用に向け、日本が支援してきたアジア太平洋地域の地域協力センター(RCC)で取り組んできた経験やネットワークを十分に活用し、以下の活動支援を実施



- 6条プロジェクトのホスト国政府・事業者に対する6条ルール(関係ルール、相当調整など) についての理解向上ワークショップの開催
- ・京都議定書下のクリーン開発メカニズム (CDM) プロジェクトのパリ協定の6条4項メカニズム への移管に向けたホスト国内におけるプロジェクト承認体制の構築支援
- 事業者及びホスト国政府への6条4項メカニズムに適用される方法論の開発支援
- RCCネットワークを活用した中南米、アフリカ、中東との情報・経験共有 等

(参考) COP26 6条交渉における日本の貢献



■ 我が国の提案がCOP26における 6 条(市場メカニズム)ルール合意のベースになり、交渉に大きく貢献した。

1. 二重計上の防止ルール(「承認案」)の提示

● 6条4項メカニズムのプロジェクトを実施するホスト国が「承認(Authorization)」するクレジットのみをパリ協定に基づく各国の削減目標(NDC)の達成及び国際航空分野などの目標達成に活用可能とし、これに相当調整を適用するという案を提案し、幅広い支持を得たことが6条交渉の妥結に向けたブレークスルーになった。

2. 個別プロジェクトに適用される具体的な排出削減量の算定手法の提示

● 日本は2013年から17のパートナー国とともに200件以上のプロジェクトを実施している<u>二国間クレジット制度</u> (JCM) における算定手法(優れた技術(Best Available Technology)やベンチマーク手法等)が今 回の6条実施指針に反映された。

3. 議論の基礎となる定量データの提供

● 特に<u>京都議定書下での国連管理型メカニズムであるCDM(クリーン開発メカニズム)に基づくプロジェクトや</u> 2020年までのクレジットのパリ協定下への移管という論点において、公開されているデータを基に数値を試算、これらの検討作業が基盤となり交渉が進展した。